

# 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式実施要領

(平成25年2月6日)

[沿革] 平成29年11月 1日改正

令和 元年 8月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正

令和 4年 4月 1日改正

令和5年9月27日 企画調査部長通達第13号改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島高速道路公社が発注する測量・建設コンサルタント等業務（以下「委託業務」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における総合評価落札方式とは、広島高速道路公社会計規程（平成9年広島高速道路公社規程第8号。以下「会計規程」という。）第76条第2項の規定に基づき、委託業務の質を高めることを目的とし、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第3条 この要領は、プロポーザル方式を適用しない、次のいずれかに該当する委託業務に係る入札を対象とする。ただし、広島高速道路公社競争入札等執行委員会（以下「執行委員会」という。）で総合評価落札方式によることが適当でない認められた委託業務はこの限りではない。

- (1) 技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針（業務理解度、実施手順及び工程計画等）を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務（標準型）
- (2) 技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針（業務理解度等）を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務（簡易型）
- (3) 技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等を求めることにより、品質確保が期待できる委託業務（特別簡易型）

(学識経験者の意見聴取)

第4条 理事長は、総合評価落札方式を実施するに当たり、あらかじめ、次の事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者の決定基準を定めようとする場合
- (2) 前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第5条 理事長は、総合評価落札方式で委託業務に係る委託契約を締結しようとする場合は、次の事項について公告又は通知しなければならない。

- (1) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (2) その他必要と認める事項

(入札時に必要な資料)

第6条 理事長は、価格以外のその他の要素について評価を行う際に、別表第1に掲げる様式のうち、

必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 入札参加者は、指定された日までに指定された方法で、技術資料等を提出するものとする。
- 3 必要な技術資料等を提出しない入札参加者による入札又は提出された技術資料等に必要事項が記載されていない入札参加者による入札は無効とし、落札者とししない。
- 4 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(技術資料等のヒアリング)

第7条 理事長は、必要があると認めるとき、技術資料等の内容について、技術者へのヒアリングを実施することができる。

(技術資料等の審査)

第8条 提出された技術資料等の審査は、広島高速道路公社検討部会要綱（令和3年理事長通達第13号）第3条に規定する企画調査部会（以下「部会」という。）で行う。

- 2 委託業務の主管課（以下「工事主管課」という。）は、審査に必要な資料を部会へ提出し、技術資料等の審査を要請する。
- 3 技術資料等の審査は、「測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準」に規定する「1 総額失格基準」を満たす者について行う。
- 4 自己採点表の審査は、技術評価点と価格評価点を合計した評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を限度とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は0点とする。
- 5 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返すものとする。

(落札者決定基準)

第9条 理事長は、執行委員会で発注方法の選定後、価格及び価格以外のその他の要素を総合的に評価するため、委託業務毎に落札者決定基準を定める。

- 2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。
- 3 前項に規定する落札者決定基準は、部会に諮って定めるものとする。

(評価基準)

第10条 前条の評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価落札方式の型式及び委託業務の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。

(2) 配点

各評価項目に対する配点は、その必要度・重要度に応じて定めるものとする。

(3) 技術点及び価格点の配分点

評価項目毎の配点の合計から算出される技術点の配分点及び入札価格と予定価格から算出される価格点の配分点は、40～60点の範囲内とする。

(評価の方法)

第11条 総合評価は、技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値をもって行うものとする。なお、評価値は、少数第1位（少数第2位四捨五入）とし、同点となる場合は、少数第2位とする。以下繰り返し桁数を増やすものとする。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

技術評価点＝技術点の配分点×（評価項目毎の得点合計）／（評価項目毎の配点合計）

価格評価点＝価格点の配分点×（1－（入札価格）／（予定価格））

なお、評価項目毎の得点は、少数第1位（第2位を四捨五入）とする。

（落札者の決定方法）

第12条 理事長は、次の要件に該当する落札候補者のうち、第8条に規定する審査後の評価値が最も高い者を落札者とする。

（1） 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること

（2） 会計規程第76条第3項の規定により、契約の相手方として不適当とされないこと

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（総合評価結果の公表）

第13条 入札契約担当者は、契約締結後速やかに各評価項目の得点、技術評価点、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

（評価内容の担保等）

第14条 受注者が提出した技術資料等の内容は、発注者からの指示がない限り、全て履行し、業務完成時に履行が確認できる資料を提示しなければならない。

2 委託業務の履行確認及び検査に当たっては、受注者が提示した技術資料等の内容の履行状況について確認するものとする。

3 受注者の責めにより、技術資料等の内容が満足できなかった場合、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。また、委託業務の総合評定点に対して減点を行うものとし、減点方法は未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年9月27日から施行する。